

緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、各専門学校におかれては、専門学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症対策について、改めて徹底して下さるようお願いいたします。

2 教生推第 4 1 号
令和 3 年 1 月 8 日

各 都 道 府 県 専 修 学 校 主 管 課 長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 専 修 学 校 主 管 課 長
専 修 学 校 を 置 く 国 立 大 学 法 人 担 当 課 長 殿
厚 生 労 働 省 医 政 局 医 療 経 営 支 援 課 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 擁 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 企 画 課 長

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長

根本 幸枝

(公 印 省 略)

令和 3 年度専門学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について (通知)

今年度実施される専門学校入学者選抜については、コロナ禍の下、これまでにな
い対応等が求められているところですが、各専修学校専門課程 (以下「専門学校」と
いう。)においては、受験生第一の立場に立って、種々御尽力いただいていることにつ
いて感謝申し上げます。

各専門学校においては、感染症対策に万全を期して準備を進めていただいている
ことと存じますが、昨日、東京都、千葉県、埼玉県及び神奈川県 の 1 都 3 県 を 対 象
に 1 月 8 日 から 2 月 7 日 まで 緊 急 事 態 宣 言 を 発 令 さ れ た こ と を 踏 ま え、「令 和 3 年 度
大 学 入 学 者 選 抜 に お け る 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 の 徹 底 に つ い て (通 知)」
(高 等 教 育 局 長 通 知) が 全 大 学 宛 に 通 知 さ れ て い ま す。

つきましては、入学者選抜を実施する各専門学校におかれては、別添の通知を参考
にしつつ、入学志願者の進学機会を確保し、一人一人が安心して受験に臨めるよう、
感染防止対策の徹底や、選抜方法等の工夫により、適切に実施いただきますようお願い
いたします。

各都道府県におかれては所轄の専門学校に対して、各都道府県教育委員会におかれ
ては所管の専門学校に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専門学校に対
して、厚生労働省におかれては所管の専門学校に対して、周知されるようお願いいた
します。

< 本件担当 >

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係
直通：03-6734-2915

緊急事態宣言が行われたことを踏まえ、各大学におかれては、大学入学者選抜における新型コロナウイルス感染症対策について、改めて徹底して下さるようお願いいたします。

2文科高第926号
令和3年1月8日

各国公立大学長 殿

文部科学省高等教育局長
伯井 美德

令和3年度大学入学者選抜における新型コロナウイルス感染症対策
の徹底について（依頼）

今年度を実施される大学入学者選抜については、コロナ禍の下、これまでにない対応等が求められているところですが、各大学においては、受験生第一の立場に立って、種々御尽力いただいていることについて感謝申し上げます。

各大学においては、感染症対策に万全を期して準備を進めていただいていることと存じますが、昨日、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一都三県を対象に、1月8日から2月7日までを措置期間とする緊急事態宣言が行われました。

このことについて、1月5日に萩生田文部科学大臣より表明したとおり、大学入学共通テストは当初の予定どおり実施することとし、各大学が実施する入学者選抜についても、感染症対策の徹底や、選抜方法等の工夫により、適切に実施いただきますようお願いいたします（別添1：文部科学大臣会見録抜粋）。

については、下記のこと特に留意し、感染症対策の改めての徹底をよろしく願います。

なお、別添2のとおり、各都道府県教育委員会等には、受験生の健康観察及び基本的な感染症対策について、周知徹底を依頼していることを申し添えます。

記

第1 大学入学共通テスト

(1) 大学入学共通テストは大学が共同して実施する試験であることから、「令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症予防対策等について」（令和2年11月6日付け独立行政法人大学入試センター理事長通知）のとおり、各大学が実施者として責任を持って対応すること。その上で、試験場を設定する大学においては、当日体調が優れない場合でも試験場に来る受験生がいることを想定し、次に掲げる事項について適切に対応すること。

1) 試験時間開始前ごとに監督者から体調不良の有無について必ず確認し、受験生から体調不良の申出があった場合は、休養室へ誘導し、医師等が体調を確認

すること。試験到着時や休憩時間中に体調不良の申出があった場合も同様の対応とすること。

2) その際、受験生に持参させている自主検温の結果等を記入した「健康観察記録」(大学入試センターが全受験生に配布している「受験上の注意」に掲載)も必要に応じて活用すること。但し、健康観察記録が不十分な事のみをもって受験を認めないなど受験生に不利益となる対応はしないこと。

3) 体調不良の申出がない受験生であっても、解答時間中に咳等の症状により、他の受験生に影響があると判断された者については、休養室へ誘導し、医師等が体調を確認すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策分科会(第11回)での審議結果等を踏まえ、試験会場への入場時にはサーモグラフィ等による検温は行わないこと(別添3)。

(3) 試験監督者等においては、「令和3年度大学入学者選抜における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る対応(周知)」(令和2年12月18日付け2文科高第846号高等教育局長通知)に添付している「受験生のみなさんへ」(別添4)や新型コロナウイルス感染症対策分科会提言「感染リスクが高まる5つの場面」(別添5)を参考に感染症対策を徹底すること。

第2 各大学が実施する入学者選抜

第1に掲げる大学入学共通テストの感染症対策も参考にしつつ、「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」(令和2年6月19日付け大学入学者選抜方法の改善に関する協議決定、令和2年10月29日付け一部改正)に即して実施すること。

(本件担当)

文部科学省高等教育局

大学振興課大学入試室入試第三係 岡、甲山、上田

TEL: 03-5253-4111 (内線4902)

令和 3 年 1 月 5 日（火） 臨時記者会見録（抄：未定稿）

大臣）（前略）急なお呼び掛けで申し訳ありませんが、既に昨日の総理の記者会見で緊急事態宣言の検討が始まったということでございまして、学校現場や受験生の皆さん、不安に思っている部分もあると思います。昨年の 11 月に、文科省としての基本的な方針は既にお伝えをしておりましたが、今日、改めて詳細をもう一度ご説明をさせていただきたいと思います。

（中略）また、大学入学の共通テストについては、感染防止対策に万全を期した上で予定通り実施するとともに、…（後略）

=====

記者） 共通テストに関して、その日に体調に不安を覚えた場合に、その受験生はどうすればいいのかということ、改めてそういう体調不良の受験生が来てしまった場合、どうい対応を採ればいいのか、ということも改めてお聞かせいただきたいのと、重ねてで恐縮ですが、大学の個別の入試について確実にやっていく上で文科省としてどんな対応をとっていくのか、改めてお聞かせください。

大臣） 大学進学を目指して共通テストを受験する予定の 50 万人以上の受験生の皆さんだけでなく、受験生を支えてきた保護者の皆様や指導されてきた高校の先生方などのこの日を迎えるまでのご努力が無駄にならないよう、昨年 12 月 18 日の会見でも申し上げたとおり、試験は予定通り実施するつもりです。そのためにも、文部科学省と大学入試センターが緊密な連携のもと、昨年 11 月に策定した感染予防対策に基づき、現在、各大学において、万全の体制で受験生を迎えることができるように準備をしております。また、感染状況に関わらず試験を実施するため、受験生が利用する宿泊施設や公共交通機関における感染症対策の徹底や、試験場やその周辺及び公共交通機関でも密集状態を作らないことなどについて、厚生労働省や国土交通省、経済産業省、観光庁とも連携しながら、関係各省に要請を行うなど、政府全体で受験生の皆さんをサポートしていく予定です。（中略）各大学が実施する個別の入学者選抜については、新型コロナウイルス感染症対策分科会における審議などを経て、昨年 10 月 29 日付けで一部改正した、新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドラインに基づく感染防止対策の徹底や、選抜方法などの工夫により、各大学において適切に実施いただきたいと考えております。…（後略）

緊急事態宣言が行われたことを踏まえ、各都道府県教育委員会等におかれては、大学入学共通テストを受験する者の事前の健康観察等の徹底について、周知くださるようお願いいたします。

2文科高第927号
令和3年1月8日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
高等学校を設置する学校設置会社を所轄
する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
附属学校を設置する各国公立大学法人の長

文部科学省高等教育局長
伯井 美德

令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストを受験する者の事前の健康観察等の徹底について（依頼）

昨日、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一都三県を対象に、1月8日から2月7日までを措置期間とする緊急事態宣言が行われました。

このことについて、1月5日萩生田文部科学大臣より表明したとおり、感染症対策に万全を期したうえで大学入学共通テストは当初の予定どおり実施します（別添1：文部科学大臣会見録抜粋）。

については、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する国公立大学にあつては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあつては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあつては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあつては認可した高等学校に対し、下記のことについて、周知徹底をお願いします。

なお、別添2のとおり、各大学が実施する入学者選抜についても、感染症対策の徹底や、選抜方法等の工夫により、適切に実施するよう各大学に依頼していることを申し添えます。

記

大学入学共通テストでは、基本的な感染症対策に加え、自主検温等の健康観察を受験の1週間前から、感染拡大地域では2週間前から受験生が各自実施することとしていることから、次に掲げる事項について在学する受験生に対し徹底すること。特に、試験直前に高等学校においてクラスターが発生したような場合には、当該高等学校において在学する受験生の自主検温をより徹底させること。

- 1) 自主検温の確実な実施も含めた健康観察を徹底し、その結果を「健康観察の記録」(大学入試センターが全受験生に配布している「受験上の注意」に掲載)に記録し、試験会場へ必ず持参すること。
- 2) 昨年12月18日に受験生への周知を依頼した「受験生のみなさんへ」(別添3)に基づく感染症対策を適切に実施すること。
- 3) 試験当日は、試験場内では、常にマスクを着用し手指消毒や三つの密の回避などを行い、休憩時間等は、他の受験者との会話、交流、接触を極力避けるなど、感染症対策を徹底すること。なお、試験会場の下見を行う際も同様とすること。

(本件担当)

文部科学省高等教育局

大学振興課大学入試室入試第三係 岡、甲山、上田

TEL: 03-5253-4111 (内線4902)

大学入試の特性

（基本的特性）

- 1つの会場に集合して実施するものの、受験者は体調管理に心がけている特定された者であり、試験中は解答に集中し、他者との交流・接触を行うものではないことから、ガイドラインに沿った感染防止策を講じておけば、感染のリスクは低い。

（大学入学共通テストの特性）

- 大学入学共通テストにおいては、体調不良者の事前の特定や試験場での隔離について、十分な対策を講じることとしている。

大学入学共通テストのガイドライン（案）

【受験者に対する周知】

- （i）試験当日は自主検温を行い、37.5度以上の熱がある場合は受験を取り止め、追試験の受験を検討すること
- （ii）37.5度までの熱はないものの、発熱や咳等の症状のある者は、その旨監督者等に申し出ること

【当日申し出た受験者への対応】

休養室で医師等による症状の確認が行われ、追試験あるいは別室での受験

他のイベント等における検温との関係

- 入国やイベント会場等への入場の前に、サーモグラフィや非接触型体温計などによる検温を実施することは、不特定多数の者のうち、感染している可能性のある者を選別するための一つの有用な手段。
- ➔ 一方、自主検温も行い、これまでの努力の成果を試す重要な機会に際し、万全の体調で臨んでくるであろう受験者については、入場時の検温を実施することによって、かえって無用の不安感や動揺を与えるおそれ。

（不安・動揺を与える要素）

- ・ 当日の気温や服装、検温器の精度などにより、体温が左右される
- ・ 個々人の適正体温の違い など

受験生のみなさんへ

～新型コロナウイルス感染防止のための注意事項～

これから**大学受験を控えているみなさんが**、**新型コロナウイルス感染症の感染を最大限防止するため、次のことを心掛けてください。**

※ 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性があります。感染した人が悪いということではありません。身近に感染した人や症状のある人がいたとしてもそうした人を責めることなく、感染症から自分を守る行動を心掛けてください。

- 体調がおかしいときは外に出ない、人に会わないこと
- 自主検温を行い、体調を把握すること
- 外出は必要最小限にとどめること

外出する際に心掛けること

- 普段からマスクを着用
- 食事の際は向かい合わず、会話は最低限にすること
- こまめな石けんやアルコールによる手指消毒*1
*1 洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。
- 密閉空間（複数人が集合する換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）を避けること

また、**家庭内でも次のことを心掛けてください。**

普段から心掛けること

- お互いに体調確認（発熱・咳等の症状がある場合は早めの医療機関受診）
- 家族は会食など外出先での感染リスクの高い場面をできるだけ減らすこと
- 家族での食事の際にも可能な範囲で距離を確保

体調のよくない家族がいる場合に心掛けること

- 同じ部屋での食事や睡眠をとらないような工夫をすること*2
*2 部屋を分けられない場合には、少なくとも2mの距離を保つこと、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。
- 家族での会話の際もマスクを着用
- 家庭内でもこまめな石けんやアルコールによる手指消毒
- 手で触れる共有部分（ドアの取っ手やノブ等）の消毒
- 感染が疑われる家族がいる場合、毎時2回以上の換気の確保*3
*3 風の流れることができるよう、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にしましょう。
- 心配かもしれませんが、受験生は感染が疑われる家族と接触しないこと

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

